

旭川荘総合研究所における公的研究費等の不正使用等防止対策の基本方針(案)

(目的)

第1条 この基本方針は、旭川荘総合研究所（以下、「研究所」という。）の研究所が行う研究のうち、文部科学省科学研究費補助金（以下、「研究費」という。）を受けて行う研究について、不正使用等を防止し、適正な管理・監査を行うために必要となる事項を定めるものである。

(機関内の責任体系の明確化)

第2条 組織全体を統括し、科研費の運営・管理について最終責任を負う者（最高管理責任者）を研究所所長と定める。最高管理責任者は、不正使用等防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。

2 最高管理責任者を補佐し、科研費の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（統括管理責任者）を研究所副所長と定める。統括管理責任者は、不正使用等防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、研究所全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

3 科研費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（コンプライアンス推進責任者）を旭川荘事務局 事務局長と定める。コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次に掲げる業務を行う。

- (1) 研究費の使用等について、不正防止を図るため、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- (2) 不正使用等防止を図るため、科研費の運営・管理に関わる全ての構成員にコンプライアンス教育を行い、不正を行わないことなどを盛り込んだ誓約書を提出させる。誓約書の提出がない場合は、科研費の管理・運営に関わらせない。
- (3) 構成員が適切に公的研究費等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

4 最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は、それぞれの職務においてその管理監督の責務を十分果たさず、結果的に不正を招いた場合には、その責任を負うことに留意する。

(ルール of 明確化・統一化)

第3条 最高管理責任者は、研究費等の使用及び事務処理手続きに関するルール（以下「ルール」という。）を明確にし、研究費等の管理運営に関わる全ての構成員にわかりやすい形で周知する。

(職務権限の明確化)

第4条 最高管理責任者は、研究費等の事務処理に関する構成員の権限と責任について、業務の分担の実態と乖離が生じないように、適切な職務分掌を定める。

(構成員の意識向上)

第5条 最高管理責任者は、研究費等の適正に使用するための各種ルールを徹底し、構成員の意識向上を図る。

- 2 最高管理責任者は、研究費等の管理運営に関わる全ての構成員に誓約書等の提出を求める。また、研究所の不正使用等防止対策に関する方針及びルール等に関するコンプライアンス教育を実施し、構成員の受講状況及び理解度の把握に努める。

(告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備)

第6条 最高管理責任者は、研究費の不正使用等に関する研究所内外からの通報・告発に対して適切に対応できるように、通報窓口を置く。

- 2 監査室は、不正使用等に係る情報について、迅速かつ確実に最高管理責任者に報告する。
- 3 最高管理責任者は研究費等の不正使用等に係る調査の体制・手続き等を明確に示した規程等を定める。
- 4 調査後において懲戒等を必要とするときは、社会福祉法人旭川荘 就業規則の懲戒等に関する規程に基づき処分する。

(不正使用等の発生要因の把握と不正使用等防止計画の策定・実施)

第7条 統括管理責任者は、不正使用等を発生させる要因について、研究所全体の状況を把握したうえで、体系的に整理し評価する。

- 2 統括管理責任者は、不正使用等を発生させる要因に対応する具体的な不正使用等防止計画を策定し、実施状況を確認するとともに、最高管理責任者に報告します。

(研究費等の適正な運営・管理活動)

第8条 コンプライアンス推進責任者は、研究費等の執行状況について検証し、予算の執行が当初計画に比較し著しく遅れている場合は、その理由を確認するとともに、必要に応じ改善策を講じなければならない。

- 2 物品等の購入依頼又は発注をする者は、あらかじめその支出財源を特定しなければならない。
- 3 不正な取引に関与した業者については、取引停止等の措置を講じる。

(相談窓口・情報発信)

第9条 最高管理責任者は、公的研究費等の不正使用等防止に向けた取組について、方針及び手続き等をホームページで公表する。

(監査体制)

第10条 法人監査室は、最高管理責任者の直轄的な組織として、毎年度定期的に内部監査を実施する。

2 内部監査の実施に当たっては、以下のことに留意する。

- (1) 会計書類の形式的要件等の財務情報に対するチェックのほか、研究費等の管理体制の不備の検証も行う。
- (2) 事務局会計班と連携し、不正使用等が発生するリスクに対して重点的かつ機動的なリスクアプローチ監査を実施する。
- (3) 必要に応じて監事及び会計監査人と緊密な連携を図り、効率的な監査を実施する。

(その他)

第11条 最高管理責任者は、研究費等の管理運営のため必要があると認めるときは、随時見直しを行い、適正な運用を図るものとする。

附 則

この基本方針は、令和2年 月 日から施行する。